

「 良き友それは日本国憲法 」

神戸市 匿名希望

日本国憲法は『宝』です。活用しないと『宝の持ち腐れ』になり、活用する術を持たないと『猫に小判』になります。戦後六十年近く経ち、九人の呼びかけ人によって日本中に『九条の会』が多くできたことはまことに嬉しいことです。しかし、未だに自衛隊の海外派兵、沖縄普天間基地撤去、海兵隊抑止論、日米軍事共同、防衛予算・思いやり予算などの問題で、日本中の世論が分断されています。多くの他国民と自国民の尊い命を奪った戦争を体験し、二度とこの悲惨な過ちを犯さないと誓った結果、出来上がったのが日本国憲法です。

その後の戦後復興、所得倍増・高度経済成長の中にどっぷりと浸かって私は生きてきました。そして、世界第二位の経済大国になった日本は、時代の経過とともに戦争体験者や被爆体験者から、貴重な体験談を直接聴くことが徐々に困難になりつつある今日、同じ失敗を繰り返さないために、文化遺産としてこの日本国憲法が残されました。これと照らし合わせて、私たちの社会がどこまで憲法の理想に到達し、また、理想とどう乖離しているかが問われる時期にきています。今、日本国内では直接的な戦争や紛争はありませんが、行旅死亡人の問題や年間自殺者が十年以上に渡り三万人を超えていることの実事を私たちの多くは知らないはずはありません。これはパレスチナやアフガニスタン・イラクなどで起こっていることと対比して、人の『いのち』と言うことには変わりはないはずです。映画『～いのちの山河～日本の青空パートⅡ』を観ました。何十年も前に東北で、小児死亡率ゼロの実現や老人医療費無料化の実現など憲法二十五条の概念を目に見える形で実現した村があり、その実現に命懸けで尽力された人がいた。ということを知ったとき、素晴らしい見本があるのだと、勇気が湧いてきて何度も何度も感動の涙が出ました。その時に、憲法（豆ブック）百円を買ってから、いつもバッグに入れ持ち歩いています。ときどき、電車内で読んでいますが、書いてあることは分かっても、嬉しいことだとただそれだけで何の力にもできていません。

昨年十一月三日、神戸の憲法集会で記念講演をされた渡辺治（一橋大学教授）さんの著書で『憲法9条と25条・その力と可能性』をそのとき買って読み始めると、目から鱗が落ちることばかりで、蛍光ペンと赤ボールペンで知らなかったことや友人に話したい個所に印をつけながら「あっ！」という間に読みました。そして、十数人の仲間にも買わせて、数回に分けて読書会をしました。そこで、戦後憲法を「武器」に、九条と基地の問題、二十五条と生存権の問題で、先人たちが裁判闘争をし、憲法に命を吹き込んでくれていた事実を知りました。そして、そのことの延長線上に自分たちの平和な生活があるのだと改めて知らされました。人間は、知らなかったことを知り歴史や現実の真理を繰り返し繰り返し学び知ること、人生観・世界観や価値観が徐々に形成され発展し、具体的に生きる目的や成すべきことが明確になるのだと思います。

二〇〇八年イラク派兵違憲裁判で名古屋高裁の判決報告会に参加したときに、『平和的生存権』について画期的な判決を勝ち取ったことの意義を説明されたのですが、なかなかその意義がつかめませんでした。最近、インターネットでこの『平和的生存権』を検索すると、毛利正道弁護士の著書で『生存権と平和的生存権が繋がる時』に突き当たりました。早速、購入し読み始めると、これもまた、目から鱗ばかりです。憲法九条があっても、インド洋やイラクに自衛隊が派遣される。「平和を願う私たちは、イラクに自衛隊が派遣にされることによって『平和のうちに生存する権利』が脅かされるという具体的な損害が生ずれば、国を相手取り損害賠償請求ができるのです。それが、憲法の条文でなく、前文に記された平和的生存権と、九条・十三条とか憲法全体の中に精神としてあるのだということが少しずつ判ってきたことは、凄く力になり、この憲法が素晴らしい可能性を秘めた『宝』であることを改めて発見しました」

また、憲法十二条は「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」と記されていることは、自由・人権・民主主義は自動的に得られないし、平和も不断の努力を避けては築けないということは、正にそうだと実感するところです。皆さん、共に日本国憲法を生活の友として活かしましょう。